働き方改革関連法案「労働時間に関する制度の見直し」(1)

安倍政権が今国会の最重要法案と位置付ける働き改革関連法案が5月31日、衆院本会議で可決し、今国会中に成立する公算が大きくなりました。政府は労働力不足解消、一億総活躍社会をつくるため「働き手を増やす」「出生率の上昇」「労働生産性の向上」を掲げており、働き改革関連法案はこれらの実現に欠くことができないとしています。具体的には、「長時間労働の是正」と「正規と非正規の格差解消」です。今回は「労働時間に関する制度の見直し」について取り上げます。

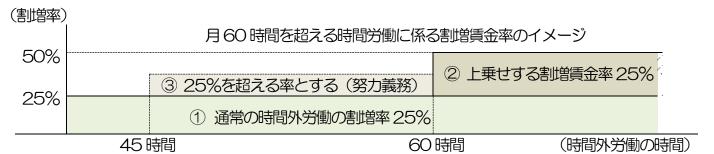
1. 長時間労働の是正

(1) 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働の上限規制 「時間外労働の上限規制」の特徴 現行 労働基準法の改正 時間外労働が月 45 時間を 労働基準法36条で定める時間外労働 (限度基準告示の内容を法律に格上げ) 超える月は、6か月まで 週40時間を超えて労働可能となる! ⇒ 1年の半分の月は、時 原則) 月45時間以内、かつ年360 時間外労働の限度 時間以内(厚生労働大臣・限度基準告示) 間外労働を月45時間以内 原則)月45時間以内、かつ年 に収めなければならない ただし、限度時間を超えて労働時間を 360 時間以内 延長しなければならない「特別の事情」 ⇒ 違反には、次の「特例」の場合!・特例の適用時には、時間外 が生じたときは、一定期間として協定さ れている期間ごとに、労使当事者間にお を除き罰則を科す。 労働だけでなく休日労働を 含む項目がある いて定める手続きを経て、限度時間を超 特例「臨時的な特別な事情がある 場合」として労使協定を結ぶ場合 ⇒ 休日労働についても、 える一定の時間(特別延長時間)まで労 ①年間の時間外労働は月平均60時!できる限り抑制するように 働時間を延長することができる旨を協定 間(年720時間)以内とする。 ! 努めなければならない すれば、一定期間についての延長時間は ②2~6か月の平均で、休日労働を! 限度時間を超える時間とすることができ 含め、80時間以内 • 「自動車の運転業務」「建 る。 ③単月では、休日労働を含め、100 設事業」「医師」「新技術・ ⇒「特別条項付36協定」の締結によ 新商品等の研究活発の業務」 話未間把 り、長時間の時間外労働か可能 4月45時間を超える時間外労働 等は適用除外 ⇒ 罰則等による強制力がない は、年6回を上限とする (特別条項に上限がない ⇒ 青天井)

(2) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

平成22年4月1日に施行された改正労働基準法で、1か月の時間外労働が60時間を超えた場合の割増賃金率を50%以上としなければならなくなりましたが、中小企業は猶予されています。今回の法律案は、この中小企業への猶予措置を廃止し、平成35年4月1日より施行されるというものです。



※60時間を超えた以降は、通常の割増賃金の率(図1の①)に上乗せして、50%以上としなければなりません。(図1の②)時間外労働が限度時間(上の図の45時間)を超えた場合の割増賃金率を25%を超える率にする努力義務は、現在、中小企業にも適用されています。(図1の③)なお、労使協定を締結することにより、60時間を超えた時間外労働について、割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができます。

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 TEL 042-316-6420